

事例 2-③	
件 名	道路使用許可申請
意見・要望等	<p>市道上で出店者が農産物、雑貨を販売する地域活性化のためのイベントの開催のため、道路使用許可と道路占用許可を受けているが、毎月2回、別の日に市役所と警察署にそれぞれ出向かなければならないのは煩雑であるため、改善してほしい。</p> <p style="text-align: right;">(事業者)</p>
府 省 名	警察庁
関係法令名	<p>道路交通法（昭和35年法律第105号）</p> <p>道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）</p> <p>道路法（昭和27年法律第180号）</p>
調査結果	<p>[制度の概要]</p> <p>場所を移動しないで、道路に露店、屋台店その他これらに類する店を出そうとする者は、申請書に申請者の住所・氏名、道路使用の目的・場所・期間等を記載し、当該行為に係る場所を管轄する警察署長（以下「所轄警察署長」という。）の許可を受けなければならない（道路交通法第77条第1項第3号及び同法第78条第1項並びに道路交通法施行規則第10条。以下、本事例において「道路使用許可」という。）。</p> <p>また、道路に露店、商品置場その他これらに類する施設を設け、継続して道路を使用しようとする者は、申請書を道路管理者に提出し許可を受けなければならない（道路法第32条第1項及び第2項。以下、本事例において「道路占用許可」という。）。</p> <p>道路使用許可と道路占用許可の両方が必要となる場合には、両方の申請について、道路交通法第78条第2項及び道路法第32条第4項の規定により、警察署長又は道路管理者のいずれか一方を経由して行うことができることとされている。</p> <p>この道路使用許可と道路占用許可の両方の申請を一括して受け付ける制度（以下「一括受付制度」という。）について、警察庁では、「道路使用許可申請手続の簡素合理化について」（平成17年3月17日付け警察庁丁規発第24号）で周知徹底等を図ってきたところであるが、「利用実績がない都道府県もあるなど運用状況にむらが見られる」として、再度、「イベント等に伴う道路使用許可に係る申請手続の簡素化及び一層の弾力化について（通達）」（平成23年7月4日付け警察庁丁規発第102号）を示し、道路使用許可手続を説明する都道府県警察のホームページにおいて一括受付制度について記載するなどの方法により、一括受付制度の更なる周知を図っている。</p> <p>[問題となる実態等]</p> <p>福岡県警察本部のホームページでは、「道路使用許可と道路占用許</p>

	<p>可の両方が必要となる場合には、各申請書を所轄警察署長又は道路管理者の一方の窓口に一括して提出することができます。」と記載されており、一括受付制度の周知が図られている。</p> <p>しかし、同県内の1警察署のホームページでは、道路使用許可申請手続に必要な書類として、「道路管理者の占用許可書の写し」が記載されていることから、道路占用許可を受けた上で、道路使用許可に係る申請を行わなければならないものと誤解を招くおそれのある状況がみられた。</p>
備考	<p>警察庁は、平成26年7月28日、各都道府県警察に対し、「道路使用許可及び道路占用許可の一括受付制度の更なる周知徹底について（通知）」を発出し、一括受付制度について再周知を行った。</p>